

【前期 第九問】

教団の元信者であった被告人 X は、同じく教団の元信者であった Y に誘われ、同人と共に、教団の施設内で病気治療中の X の母親を同施設から連れ出そうと考え、勝手に同施設内に侵入した。しかし、X・Y は教団信者らに見つかって取り押さえられてしまった。その後、両者は両手に手錠を掛けられ、ガムテープで口を塞がれるなどしたうえ、殴る蹴る等の暴行を受けながら、外部との連絡を取れる状態ではない教団施設内の一室に運びこまれ、教団幹部に取り囲まれた。X は教団代表者であった G から「お前はちゃんと家に帰してやるから心配するな。ただ、それには条件がある。」「お前が Y を殺すことだ。それができなければ、お前も殺す。できるか。」などと言われ、Y を殺害するよう命令された。この時点で X は、Y 殺害を拒んだとしても、ただちに X が殺害される危険性まではないだろうと感じたが、あくまでも Y 殺害を拒否し続けたならば、X 自身も殺害される状態にはあるだろうと考えた。そのため、X は Y を殺害しさえすれば、自分は無事にこの場から解放されて自宅に戻れるものと考え、Y の殺害を決意した。X は G らと共に謀のうえ、教団幹部に押さえ付けられ、頭部にビニール袋を被せられて苦しんで暴れる Y の頸部にロープを巻き付けたうえ、前手錠された両手で締め付け、続いて、ロープの一方に右足をかけ、他方を両手で引っ張るなどして Y の頸部を締め続け、よって Y を頸部骨折等の重症に至らせ、下半身不随や失明といった傷害を負わせた。一方で、X 自身も、Y を殺害する前の段階において、教団幹部らからの暴行により全治 10 日の傷害を負っていた。

X の罪責を論ぜよ。

尚、本問において住居侵入罪(刑法 130 条)は検討しないこととする。

参考裁判例：東京地裁平成 8 年 6 月 26 日判決